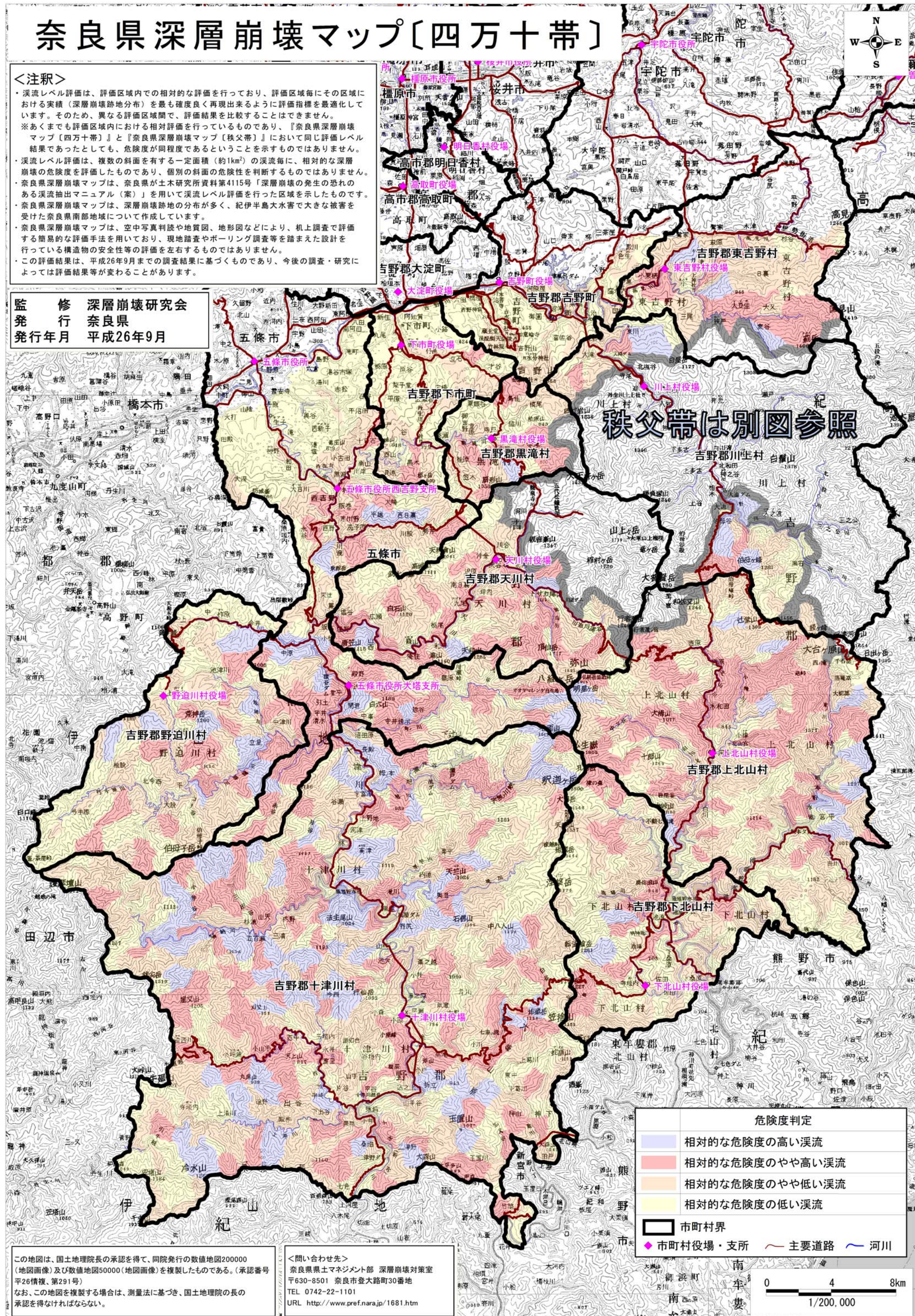


奈良県深層崩壊マップ〔四万十帯〕

<注釈>

- ・ 深層崩壊レベル評価は、評価区域内での相対的な評価を行っており、評価区域毎にその区域における実績（深層崩壊跡地分布）を最も精度良く再現出来るように評価指標を最適化しています。そのため、異なる評価区域間で、評価結果を比較することはできません。
- ※あくまでも評価区域内における相対評価を行っているものであり、『奈良県深層崩壊マップ〔四万十帯〕』と『奈良県深層崩壊マップ〔秩父帯〕』において同じ評価レベル結果であったとしても、危険度が同程度であるということを示すものではありません。
- ・ 深層崩壊レベル評価は、複数の斜面を有する一定面積（約1km²）の深層崩壊に、相対的な深層崩壊の危険度を評価したものであり、個別の斜面の危険性を判断するものではありません。
- ・ 奈良県深層崩壊マップは、奈良県が土木研究所資料第4115号「深層崩壊の発生の恐れのある深層崩壊抽出マニュアル（案）」を用いて深層崩壊レベル評価を行った区域を示したものです。
- ・ 奈良県深層崩壊マップは、深層崩壊跡地の分布が多く、紀伊半島大水害で大きな被害を受けた奈良県南部地域について作成しています。
- ・ 奈良県深層崩壊マップは、空中写真判読や地質図、地形図などにより、机上調査で評価する簡易的な評価手法を用いており、現地踏査やボーリング調査等を踏まえた設計を行っている構造物の安全性等の評価を左右するものではありません。
- ・ この評価結果は、平成26年9月までの調査結果に基づくものであり、今後の調査・研究によっては評価結果等が変わることがあります。

監修 深層崩壊研究会
発行 奈良県
発行年月 平成26年9月



秩父帯は別図参照

危険度判定	
	相対的な危険度の高い溪流
	相対的な危険度のやや高い溪流
	相対的な危険度のやや低い溪流
	相対的な危険度の低い溪流
	市町村界
◆	市町村役場・支所
—	主要道路
—	河川

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号平26情復、第291号）
なお、この地図を複製する場合は、測量法に基づき、国土院院長の承認を得なければならない。

<問い合わせ先>
奈良県土木マネジメント部 深層崩壊対策室
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-22-1101
URL <http://www.pref.nara.jp/1681.htm>

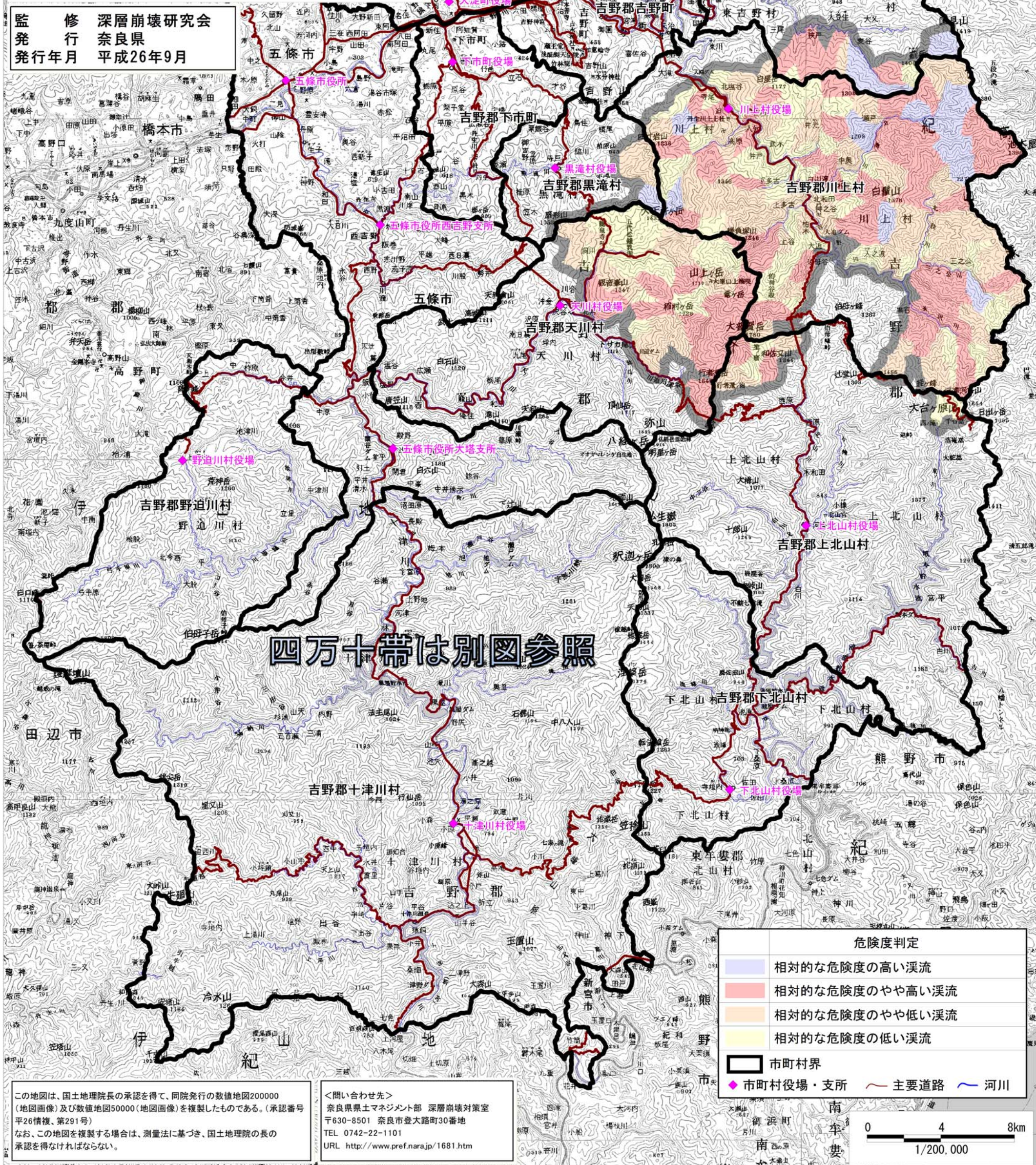
0 4 8km
1/200,000

奈良県深層崩壊マップ〔秩父帯〕

＜注釈＞

- ・ 溪流レベル評価は、評価区域内での相対的な評価を行っており、評価区域毎にその区域における実績（深層崩壊跡地分布）を最も確度良く再現出来るように評価指標を最適化しています。そのため、異なる評価区域間で、評価結果を比較することはできません。
※あくまでも評価区域内における相対評価を行っているものであり、『奈良県深層崩壊マップ〔四万十帯〕』と『奈良県深層崩壊マップ〔秩父帯〕』において同じ評価レベル結果であったとしても、危険度が同程度であるということを示すものではありません。
- ・ 溪流レベル評価は、複数の斜面を有する一定面積（約1km²）の溪流毎に、相対的な深層崩壊の危険度を評価したものであり、個別の斜面の危険性を判断するものではありません。
- ・ 奈良県深層崩壊マップは、奈良県が土木研究所資料第4115号「深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル（案）」を用いて溪流レベル評価を行った区域を示したものです。
- ・ 奈良県深層崩壊マップは、深層崩壊跡地の分布が多く、紀伊半島大水害で大きな被害を受けた奈良県南部地域について作成しています。
- ・ 奈良県深層崩壊マップは、空中写真判読と地質図、地形図などにより、机上調査で評価する簡易的な評価手法を用いており、現地踏査やボーリング調査等を踏まえた設計を行っている構造物の安全性等の評価を左右するものではありません。
- ・ この評価結果は、平成26年9月までの調査結果に基づくものであり、今後の調査・研究によっては評価結果等が変わることがあります。

監修 深層崩壊研究会
発行 奈良県
発行年月 平成26年9月



四万十帯は別図参照

危険度判定	
	相対的な危険度の高い溪流
	相対的な危険度のやや高い溪流
	相対的な危険度のやや低い溪流
	相対的な危険度の低い溪流
	市町村界
	市町村役場・支所
	主要道路
	河川

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号平26情復、第291号）
なお、この地図を複製する場合は、測量法に基づき、国土院院長の承認を得なければならない。

＜問い合わせ先＞
奈良県土木マネジメント部 深層崩壊対策室
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-22-1101
URL <http://www.pref.nara.jp/1681.htm>

0 4 8km
1/200,000